

②-2 持続化補助（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等
補助上限：100万円
補助率：2/3

※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2（最大50万円）を即時支給する。

※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助する。

想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

公募スケジュール（予定）

申請開始：5月1日（金） 予定
1次締切：5月15日（金） 必着

※締切り後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

特別枠（コロナ特別対応型）の申請要件

28ページをご確認ください。

応募方法等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。

<https://www.smrj.go.jp/news/2020/favgos00000k9ri.html>



【小規模事業者持続化補助（コロナ特別対応型）についてのお問合せ先】

○独立行政法人 中小企業基盤整備機構

企画部 生産性革命推進事業室 事務局 [03-6459-0866](tel:03-6459-0866)

○中小企業庁 小規模企業振興課 [03-3501-2036](tel:03-3501-2036)